

12月は道税の滞納処分強化月間です

◆オホーツク総合振興局では、12月、3月の各月を「滞納処分強化月間」として道税の滞納整理に取り組んでいます。

12月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとしており、給与や預貯金などの財産差押えを行います。

まだ納税がお済みでない方は大至急納税してください。

納税についてのご相談は、オホーツク総合振興局税務課納税係へお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替がご利用できます。

【お問い合わせ先】

オホーツク総合振興局税務課納税係（網走市北7条西3丁目）

☎ 0152（41）0616

ホームページアドレス <http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/>

家屋に対する固定資産税について

◆家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。年の途中で家屋（住宅・車庫・倉庫・物置等）を新築・増築した場合や取り壊しをされた場合は、翌年度の課税内容に影響がありますので下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎（62）4479

自動車の登録手続きはお済みですか？

◆次の場合には、自動車の登録手続き等が必要です。

- ・住所や名前が変わったとき
- ・車を売ったり、買ったりしたとき
- ・車を使用しなくなったとき
- ・ナンバープレートを紛失や破損したとき
- ・北見以外のナンバープレートで使用しているとき
- ・ローンの支払いが終わったとき
- ・車検証やステッカーを紛失、破損したとき
- ・後ろのナンバープレートに封印が付いていないとき

なお、詳細については、車検証をお手元に用意してから下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

北海道運輸局北見運輸支局 登録担当（北見市東三輪3丁目23番地の2）

☎ 050（5540）2007

音声ガイダンス開始後「026」とプッシュすると、オペレーターが対応いたします。

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は3年間です

◆公的個人認証サービスは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続きに利用されています。この電子証明書は、3年間の有効期間が満了すると失効となり、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。

- ▶ 更新手続きを行った場合は、現在の電子証明書は直ちに失効します。
- ▶ 新しい電子証明書の有効期間は、手続きの日から起算して3年間です。
- ▶ 現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。更新を希望する方は、役場窓口（町民生活課町民係）で手続きをしてください。

【お問い合わせ先】

町民生活課町民係 ☎（62）4472

戦後強制抑留者の皆さまへ

◆シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

▽対象者

旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方。【特別措置法施行日（平成22年6月16日）以降に亡くなられた方の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた方のご遺族は、対象となっております。】

▽請求受付期間

平成24年3月31日（請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。）

・請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、

当基金にお電話ください。

既に特別給付金を支給された方は、再度の請求は出来ません。

【お問い合わせ先】

独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金認定担当

☎ 0570（059）204

IP電話、PHSからは

☎ 03（5860）2748

受付時間 平日9時～18時

（土曜、日曜、祝日はご利用いただけません）

オホーツクの四季写真コンテスト作品募集

◆オホーツクの四季をテーマにした写真を募集します。テーマに沿ったものであれば、素材は問いません。

▽サイズ 四つ切りプリン

ト（四つ切りワイドは不可）デジタル作品のみA4プリ

ントも可。

▽応募点数 一人4点まで

▽応募期間 平成24年1月31日（火）必着。

▽応募条件

(1)平成20年1月1日以降に本人が撮影した未発表作品で、台紙・パネルに貼らない単写真、二次的な合成・加工がされていないもの。
(2)応募作品の返却はいたしません。応募後の作品の一切の権利は、主催者側が所有いたします。
(3)他人の著作権、肖像権を侵害するような行為が行われた場合、主催者はそれに関するトラブルの責任は一切負いかねます。

【お問い合わせ・応募先】

〒094・0023

紋別市元紋別11・6

北海道立オホーツク流水科学センター写真コンテスト係

☎ 0158（23）5400

人のうごき

平成23年10月末現在（前月比）	
人口	5,396人（- 1）
男	2,560人（+ 4）
女	2,836人（- 5）
世帯数	2,159戸（- 3）

北のめぐみ愛食応援団募集

◆北海道の「食」を応援しませんか？

愛食運動の輪をより一層広げていくため、「地産地消」「食育」などの活動を実施していただく、「道内の企業や団体（支店、支部を含む）及び3名以上のグループ」を募集します。

▽愛食応援団の取り組みは道のホームページなどで広く紹介します。

▽申請先

・申請者の所在地がある総合振興局又は振興局
・申請者の事務所等が複数あり、所在地が2つ以上の総合振興局又は振興局をまたがる場合は道庁農政部へ。申請方法など詳しくはホームページをご覧ください。

268日

小清水町役場
☎ 62-2311
教育委員会
☎ 62-2310

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」のお知らせ

【お問い合わせ先】北海道農政部食の安全推進局食品政策課
☎ 011（204）5429

◆日本人拉致事件をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに国際社会と連携しつつ、北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

【お問い合わせ先】

斜里警察署

☎ 0152（23）0110